

賛助会員規約について

■目的

<第1条>

この規約は、特定非営利活動法人学校 ICT サポーターズ(以下、学校 ICT。)が定款第3章の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の学校 ICT に対する協力と理解を高めることにより、学校 ICT の事業活動の維持に資することを目的とする。

■資格

<第2条>

賛助会員の資格を有する者は、学校 ICT の趣旨に賛同し、学校 ICT の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

【学校 ICT 設立の目的】

学校 ICT は、学校及び教育機関、行政機関、地域住民に対して、ICT を活用した情報提供、技術の提供、実効性のあるアドバイスの提供など ICT 利活用サポートに関する事業を行い、学校の校務支援を中心に学校教育、社会教育、地域文化及び地域の利益に寄与することを目的とする。

■賛助会員に対する事業

<第3条>

学校 ICT は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

1. 関係各所への PR 活動
2. その他第1条の目的を達成するために必要な事業

■加入

<第4条>

賛助会員の加入については、次のとおり定める。

1. 賛助会員たる資格を有する者は、学校 ICT の承諾を得て加入する。
2. 前項の諾否は、学校 ICT の理事会において検討し、加入を承認するのに支障があると判断した場合、加入を承認しない。
3. 賛助会員として加入しようとする者は、第5条に定める年会費を納付する。
4. 学校 ICT にて年会費の納付確認が出来た時点で、賛助会員としての資格を有するものとする。
5. 加入時に届出た申し込み内容に変更が生じた場合、賛助会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または学校 ICT 所定の方法により変更事項を届出る。

■会費

<第5条>

賛助会員の会費については、次のとおり定める。

1. 賛助会員は、年会費を納入するものとする。
2. 会費の額は、1口30,000円とし、年間1口以上を負担するものとする。

■期間

<第6条>

期間は年会費を納入した日から1年間までとし、2ヵ月前までに脱退の申出がなく、学校 ICT が引き続き賛助会員として認める場合には、翌年度も賛助会員としての資格を継続する。

■退会

<第7条>

賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ学校 ICT に書面にて通知し、脱退するものとする。

■除名

<第8条>

学校 ICT は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は除名することができる。この場合、すでに受領した会費は払い戻ししない。

1. 学校 ICT の事業を妨げ、または妨げようとした場合
2. 会費の納入を怠った場合
3. 故意又は重大な過失により、学校 ICT の信用を失わせるような行為をした場合
4. 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為をした場合
5. 犯罪その他の信用を失う行為をした場合
6. その他、学校 ICT 理事会が賛助会員として不適切であると認めた場合

■損害賠償

<第9条>

賛助会員は、本規約または学校 ICT が定めた規約に違反した行為によって学校 ICT に損害を与えた場合、賛助会員は、学校 ICT に対して損害賠償責任を負うものとする

■賛助会員の免責事項

<第10条>

1. 学校 ICT は、賛助会員に対する事業の完全な運営に努めるが、賛助会員に対する事業の中断、運営の停止または廃止等によって賛助会員に損害が生じても学校 ICT は免責されるものとする。
2. 学校 ICT は、賛助会員が発信する情報の正確性、完全性、有用性を保証しない。
3. 学校 ICT は、賛助会員に対する事業により発生したいかなる損害についても、その責任を負わない。

■個人情報の取り扱い

<第11条>

学校 ICT は、賛助会員に関して知り得た個人情報を、以下の各号の場合には第三者へ開示、提供できるものとする。

1. 当該個人の同意がある場合。
2. 裁判所の令状に基づき開示を求められた場合。
3. 個人情報の保護に関する法律及びその他の法令に基づく場合。

■損害賠償

<第 12 条>

学校 ICT は、営業上、技術上などの理由により賛助会員に対する事業の全部または一部を廃止することがある。賛助会員に対する事業を廃止するときは、廃止の 2 カ月前までに賛助会員に通知する。

■その他

<第 13 条>

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付則:この規約は、平成 24 年 6 月 18 日より施行する。